

議案第九号

旭西地区は場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年十二月二十一日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年拾貳月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

<p>大字赤松 字下ノ岡</p>	<p>大字赤松字下ノ岡の全域 大字赤松字大泓ヶ一六七の二と一体をなす国有地の一部 大字赤松字上ノ岡二〇三の三、二〇六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字赤松字下ノ岡ノ上エ五二三の四</p>
<p>大字赤松 字大泓ヶ</p>	<p>大字赤松字河原三〇の四、三一の二、三二の二、三三の二、三三の二、三三の二、三四、 三六の二、三七から四〇まで、四一の二、四一の二、四二の二及びこれらと一体を なす国有地の一部 大字赤松字築出シ四六の一の一部、四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに 四七、四八と一体をなす国有地の一部 大字赤松字段六七、六八、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇の二と 一体をなす国有地の一部 大字赤松字大泓ヶのうち一五三の一の一部、一五六の一の一部、一七二の一部、一八八 の一部、一八九の一から一八九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六 七の二、一七二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字赤松上ノ岡二〇〇の一の一部、二〇二の一の一部、二〇二の三の一部</p>

<p>大字赤松 字上ノ岡</p>	<p>大字赤松字大泓ヶ一五三の一の一部、一五六の一の一部、一八八の一部、一八九の一から一八九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字赤松字上ノ岡のうち二〇〇の一の一部、二〇二の一の一部、二〇二の三の一部、二〇三の三、二〇六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字赤松字家ノ上エ二七二の一部、二七三、二七四の二、二七五、二七六から二八一までの一部、二八二の二の一部、三一八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字赤松 字家ノ上エ</p>	<p>大字赤松字大泓ヶ一八九の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字赤松字家ノ上エのうち二七二の一部、二七三、二七四の二の一部、二七五、二七六から二八一までの一部、二八二の二の一部、三一八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字赤松 字下モ久鳥</p>	<p>大字赤松字下モ久鳥のうち三四八の八、三四九の四、三六五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字赤松字下モ久鳥三四八の八、三四九の四、三六五の一及びこれらと一体をなす国有地 大字赤松字上久鳥の全域</p>
<p>大字赤松 字下ノ岡ノ上エ</p>	<p>大字赤松字下ノ岡ノ上エのうち五一三の四以外の区域</p>

<p>大字大柿 字宮脇</p>	<p>大字大柿字宮脇八八の三の一部、八九の一部、九〇</p>
<p>大字大柿 字東塚通</p>	<p>大字大柿字宮脇八八の三の一部、八九の一部、九一の一、九一の二、九四の一の一部、九五の一の一部、九五の二、九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字大柿字東塚通の全域 大字大柿字井手向一六四の一、一六五の一の一部から一六五の三の一部まで及びこれらと一体をなす国有地 大字大柿字中曾根五八七</p>
<p>大字大柿 字井手向</p>	<p>大字大柿字井手向のうち一六四の一、一六五の一、一六五の二の一部、一六五の三、一六七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字大柿 字公事代</p>	<p>大字大柿字宮脇九二、九三、九四の一の一部、九四の二、九五の一の一部、九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字大柿字井手向一六五の一の一部から一六五の三の一部まで、一六七の一及びこれらと一体をなす国有地 大字大柿字公事代の全域</p>

	<p>大字大柿字表田六三一、六三二の一部並びに一九九の一、一九九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字大柿 字中曾根</p>	<p>大字大柿字中曾根のうち五八七以外の区域</p>
<p>大字大柿 字表田</p>	<p>大字大柿字表田のうち六三一、六三二の一部並びに一九九の一、一九九の二と一体をなす 国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字恩地 字中井谷</p>	<p>大字恩地字中井谷のうち一四一の一の一部、一四一の二以外の区域</p>
<p>大字恩地 字奥田</p>	<p>大字恩地字中井谷一四一の一の一部、一四一の二 大字恩地字奥田の全域</p>
<p>大字恩地 字家脇</p>	<p>大字恩地字家脇のうち一四七の二及びこれと一体をなす国有地並びに一四六の一から一四六の四まで、一四七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字恩地字前河原一六四の一の一部、一六四の二、一七三の一、一七四の一、一七四の二、一七四の四、一七五の一、一七五の三、一七六の一、一七六の二、一八五の一、一八五の二、一八六の一、一八六の五、一八七の一、一八八の一、一八九の一、一九〇の一、一九三の一、一九三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六四の一、一六七の一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字恩地 字屋敷通</p>	<p>大字恩地 字前河原</p>
<p>大字恩地字家脇一四七の二及びこれと一体をなす国有地並びに一四六の一から一四六の四まで、一四七の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字恩地字前河原一九三の三及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字恩地字屋敷通の全域</p>	<p>大字恩地字前河原のうち一六四の一の一部、一六四の二、一七三の一、一七四の一、一七四の二、一七四の四、一七五の一、一七五の三、一七六の一、一七六の二、一八五の一、一八五の二、一八六の一、一八六の五、一八七の一、一八八の一、一八九の一、一九〇の一、一九三の一から一九三の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一六四の一、一六七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>